

はじめに

本書は、全ロシア憲法制定会議を核に据えて、1917年のロシアにおける近代立憲主義に基づく国家体制及び統治形態を構築するための民衆の嘗為とその挫折を考察したものである。

1917年の全ロシア憲法制定会議は、可能性として、ロシア国民が自らの國のあり方を近代立憲主義の内容と手続で決定できる、最初の稀有な運命的な機会であった。全ロシア憲法制定会議の開催準備は、ロシアの民衆がその歴史上、初めて主権者として、文字通り、自らの國のあり方を決定する運動として展開されたものである。この過程で、この時代、ヨーロッパのいずれの先進国でも採用されていなかった、「大選挙区割りに基づく比例代表制」・「男女差別のない普通選挙権に基づき、投票価値の平等が保障され、被選挙人・立候補者を選挙人を介さずに自らの直接投票によって選択し、しかもその投票の際の秘密が保障され投票後の秘密も保障される」という選挙制度が確保された。選挙制度で実現された内容に象徴される、近代立憲主義が理念として掲げる「民主主義」が、実現されつつあったのである。

しかし、二月革命の過程で登場し、1917年10月まで、政権の座にあった臨時政府は、憲法制定会議の選挙を施行せず、結果として憲法制定会議を招集することはなかったのである。なぜか？ その理由を問うことが本書の目的の1つである。この目的が設定されるには、次の問題意識がある。

臨時政府は、主権者によって、憲法制定会議招集・開催までの臨時政府である、と委任されて組織された政府ではない。ゴス・ドゥーマ臨時委員会とペトログラード・ソヴィエトの話し合いの結果、地主・ブルジョアジーが國家権力を掌中に納め、樹立した政府である。この話し合いの過程で合意された内容の1つが、臨時政府は、憲法制定会議まで国家権力を体現する國の唯一の組織体であり、その任務は、可能な限り早い時期に憲法制定会議を招集すること、であった。臨時政府は、出発のその時点から、可能な限り長期に亘って国家権力を保持する立場と可能な限り早く憲法制定会議を招集し・自らの権力をこれに引き

渡さなければならない立場、……この相矛盾する立場をとらざるを得なかつた。

臨時政府には、戦争を勝利まで継続すること、可能な限り地主制を存続させること、ロシアは単一国家である・ロシアは諸民族の民族国家を認めないと、その政策の中心に置くことが求められた。それは、地主・ブルジョアジーの階級的利益から導き出される決して譲ることのできない基本政策であった。他方で、一般民衆は社会生活を悪化させている根源が戦争であることを見抜き、戦争の終結を強く求めていたし、人口の圧倒的多数を占める農民は、地主制の廃止・耕作する農民に土地を渡せ、との要求を強めていた。カフカース・中央アジアの諸民族だけではなく、古くからロシアと一体とみなされていたウクライナ民族からも、民族国家樹立の要求が起きあがっていた。臨時政府は、これらの諸要求の解決は、憲法制定会議で行われる、として解決を回避していた。民衆、農民、被抑圧民族が臨時政府のこのような対応に承服するはずがなかった。二月革命に託した期待が大きければそれだけ、失望と怒りも大きくなつたのは当然である。かれらは、二月革命の過程で主権者としての自覚とそれに基づく権力を創造はじめていた。国最高にして唯一の主権者・ツァーリの專制支配を一掃したかれらは、いまやすべての国民が主権者であることを前提に、自らの手で國のあり方を決定するために憲法制定会議の開設と招集を要求していたのである。

本書の2つ目の目的は、勤労人民大衆が、地主・ブルジョアジーの臨時政府を放逐し、憲法制定会議を組織することも招集することもそれを運営することも自らの手に収めることができた瞬間に、これを永久に葬りさつた行為の理由を明らかにすることである。

1917年10月、國家権力を掌握したと宣言したのは政党ではボリシェヴィキであり、政府権力としては臨時労農政府（ソヴィエト政府）であった。ボリシェヴィキは、二月革命後の混沌のなかで政党のなかではもっとも早い時期に、憲法制定会議の招集を要求していた。かれらは、ゴス・ドゥーマを出自にもつ臨時政府ではなく、すべての国民が自らの手で組織した憲法制定会議で、「國のあり方・国家体制・統治形態」を確定すべきである、という域をでるものではなかつたが、すべての国民の意思を尊重すべきである、という論理は正当なもの

であった。

10月、ボリシェヴィキの主導のもとで、全ロシア労働者・兵士代議員ソヴィエトは、ソヴィエト政権（臨時労農政府）を組織した。この段階では、ボリシェヴィキは、「ソヴィエトに基づく臨時労農政府は、憲法制定会議の承認を得るまでは、〈臨時〉であること」にこだわりをもっていた。ソヴィエト権力が憲法制定会議によって、自らの正当性を「確定」したい、との意思をもっていたことは確かであり、まさにそのために憲法制定会議選挙を万難を排して準備したのである。しかし、すべての国民の参加した憲法制定会議選挙の結果から、国民は、「階級的な、地主・ブルジョアジーを排除するソヴィエト共和国体制」を推進しているボリシェヴィキではなく、「すべての国民の意思が反映される立憲主義的な議会制民主主義共和国体制」案を主張する政党を選択したことが明らかになる。憲法制定会議選挙を契機に、ソヴィエト政権は、一方でソヴィエトに依拠している現ソヴィエト・臨時労農政権の正当性を確保するために、ソヴィエトの組織体制の整備に全力を挙げると同時に、他方で、ソヴィエト政権の諸政策を次つぎと明らかにし、あわせて、勤労人民大衆の権力は、勤労人民のみが主権者であることを前提にした、階級的・階層的（勤労人民ではない「國民」を権力から排除する）権力の構築に全力を注入することになる。

1918年1月5日、ソヴィエト政権によって招集された、「國のすべての問題を解決する最高権力機関」であるはずの「全ロシア憲法制定会議」に、憲法制定会議選挙規程に基づき選挙された「國民の代表」が参集した。しかし、招集したソヴィエト政権関係者は、憲法制定会議が「勤労し搾取されている人民の権利宣言」の承認を否定するやいなや、憲法制定会議の解散を決定し、翌6日、憲法制定会議会議場を閉鎖し、これを永久に葬り去ることにしたのである。ここには、「革命的勤労人民の利益は、議会制民主主義の形式的利益に優越する」との原則が貫かれていた。

ここで課題は、この論理の成熟過程とその応用の手法を明らかにすることである。

憲法制定会議の開設問題は、何処から見ても、最高度の階級闘争であった。

この観点から、本書では、最初に、1917年2月末から10月末頃までの、ロシアの社会経済状況を押さえつつ、諸勢力が入り乱れしのぎを削りあった権力闘

争の場を再現してみたい。この認識なくして、憲法制定会議をめぐる問題の理解は、不可能である。次に、ソヴィエト権力の憲法制定会議への対応を中心には、憲法制定会議をめぐる闘いを再現してみたいと思う。

憲法制定会議に関わるこれら2つの問題を有機的に組み合わせて、初めて、
 〈臨時政府は、なぜ、憲法制定会議を招集しなかったのか？あるいは、臨時政府は、憲法制定会議を招集できなかつたのではないか？なぜか？〉の解答
 が得られるはずであり、〈ソヴィエト権は、なぜ、憲法制定会議を選挙を組織したのか？民主主義の原則からいえば、敗北することが確定していた憲法制定会議をなぜ招集したのか？招集した憲法制定会議を、なぜ、議場を閉鎖する措置で永久に葬り去ることにしたのか？〉の解答も得られるはずである。

なお、主題の内容から、当時の文献を少なからず利用している。それらを邦訳し本書で利用するに際して、研究者の末端に席を置くものとして、次のように、心している。可能な限り一字一句原文に則して訳したもののは、「……」とし、大意を伝えられれば充分であるものは、〈……〉とした。

ここで、本書作成時期の文献状況及び利用した主な文献を示しておく。

1991年12月のソ連邦崩壊・ソ連共産党による国家権力の独占的支配の終焉以降、1917年の二月革命については、多くの新しい資料が刊行され、また研究もその質的転換をとげたといえるほど、その発展には目覚しいものがある。

資料集のなかで、とりわけ注目されるのは、РОССПЭНが出版している、1905年のロシア第1次革命を契機に組織された多くの政党や政治グループの『ロシアの政党 19世紀末—20世紀第1・三半期 文献遺産 [立憲民主党 1918年]』（〔……〕の部分は政党及び対象としている期間）である。2005年1月現在までに出版されたものは、全31巻である。同じく、РОССПЭНが出版している、Архив новейшей истории Россииは、文献学の成果を踏まえたものと自負しているだけに、貴重な財産である。

これら2点に象徴されるように、ロシア連邦での「革命期の記録」の開示は、事実上制限のない状態になっている。複写も、所在さえ確認されていれば、可能である。ただ、「手書き」の文献を読み解くことは至難の作業である。そのような作業をしなくとも、「公的な文献（法令等）」についていえば、「印刷」されたもので、研究は可能だと思われる。手許にあるものは以下の通

りである。

- Вестник Временного Правительства (『臨時政府公報』)
- Государственная Дума Известия Временного комитета (ゴス・ドゥーマ 臨時委員会通報)
- Собрание узаконений и распоряжений правительства, издаваемое при правительстве сенате (『政府法令集』)
- Стенографический отчет Экономического Совета при Временном Правительстве. (『臨時政府付置經濟評議会 議事録』)
- Февральская Революция 1917 г. Сборник документов. Изд. Российский Государственный гуманитарный Университет. М., 1996 г.
- Российское законодательство X-XIX веков. Том 9. Законодательство эпохи буржуазно-демократических революций. М., 〈Юридическая литература〉, 1994 г. (『ブルジョアジ民主主義革命期の立法』。主な法令の『法令集』)
- Революционное движение в России после свержения самодержавия. Документы и материалы. Изд., АН СССР. М., 1957. (『1917年 専制打倒以降の革命運動 文獻及び資料』、ソ連邦科学アカデミー出版。1957年は、1917年帝政崩壊から、1917年10月まで、ほぼ毎月を対象に出版されたシリーズのなかの一冊である。このシリーズの各巻は、「政党、臨時政府、ソヴィエト、農民運動、労働運動、軍における革命運動、民族運動、その月の特殊に重要な会議等」の章別で編成されている。各巻のボリュームは見開きB4・700-800頁程度のものである。)
- Падение Царского режима. Стенографические отчеты допросов и показаний, данных в 1917 г. в Чрезвычайной Следственной Комиссии Временного Правительства. Т. т. I-VII. Госизд. М. 1927 А. (これは、二月革命臨時政府の特別委員会が、「ツアーリズムの崩壊」に係わった人々の尋問の記録集)。

なお、同時代人の記録について言えば、1920年代に亡命ロシア人研究者ヘッセンによって編纂されたАрхив русской революции全22巻が、ペレストロイカとそれに続く90年代に、TEPPA社から復刻版で出版されている。亡命した、研究者、政治家などの「記憶に基づくロシア革命」の記録と同時に、種々の「資料」が掲載されており、1917年二月革命及び十月革命の一端を知ることのできる貴重な資料である。『ツアーリズム体制の崩壊』とこれらをつき合せる

作業も、必要だと思われる。

このアルヒーフとの関連で言えば、近年、ツァーリ体制末期から国内戦争の時期に、文字通り「修羅場」をくぐってきた人々の「自伝」や「メモランダム」が多く出版されている。ただ、いまの時期に「初版」というものは見当たらず、かつて、上記の「ロシア革命アルヒーフ」に納められていたものを「単行本」化したものが多数ある。

本書を作成するうえで、比較的良く利用したものの中に、レファレンスに有効なものがいくつかあった。

- Политические партии России Конец XIX - первая треть XX века. Энциклопедия. М., 〈РОССПЭН〉, 1996 г. (ロスペン百科事典、『19世紀末から20世紀20年代のロシアの政党』)
- Деятели СССР и революционного движения России. Энциклопедический словарь ГРАНАТ. М., 〈Сов. Энциклопедия〉, 1989 г. (グラナート百科事典、『ソ連邦の活動家及びロシアの革命運動』)
- Великая Октябрьская Социалистическая Революция. Энциклопедия. М., 〈Сов. Энциклопедия〉, 1987 г. (百科事典、『大十月社会主义革命』)
- Государственные деятели России XIX - начала XX в. Библиографический справочник. Изд. 〈МГУ〉, 1995. (モスクワ大学出版会 人物事典『19世紀末から20世紀初頭にかけてのロシアの国家指導者』)
- Февральская революция от новых источников к новому осмыслиению. 1917 год в судьбах России и мира. М., 1997г.

なお、上記のもの以外の資料等も含めて、利用した文献は、その都度、〈出典〉として、示してある。これらの文献・資料の収集は、ИГиП АНРФの Н.Ю.Старастинаに負うところが大きい。 Большое спасибо!

本書は、市邨学園創立100周年記念事業の一環として創設された「名古屋経済大学叢書刊行基金」によって出版された。関係者の方々に心からの謝意を表したい。また、本書は、法律文化社・秋山泰氏のご配慮がなければ世に出ることはなかったと思う。お礼を申し上げます。